

## 第 52 回 焼津市緑化審議会 議事録

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 29 日 (木) 14 時～16 時
- 2 場 所 アトレ庁舎 3 階 焼津公民館 第 5・6 会議室
- 3 出席者 会 長 小林 敏好 (自治会連合会)  
 委 員 井口 公市 (焼津・東益津地区)  
 委 員 清水 和美 (豊田・大富地区)  
 委 員 富坂 清 (小川・港・和田地区)  
 委 員 村松 はるみ (大井川地区)  
 委 員 鈴木 昭次 (市民公募)  
 委 員 飯塚 光男 (市民公募)  
 事務局 秋山 藤治 (都市基盤部長)  
 篠宮 和行 (都市基盤部都市計画課長)  
 新村 浩三 (都市基盤部都市計画課公園緑化担当主幹)  
 守屋 綾子 (都市基盤部都市計画課公園緑化担当主査)  
 安藤 一馬 (都市基盤部都市計画課公園緑化担当技師)

## 4 内 容

## 議第 1 号 保存樹の指定について

小林会長 保存樹の指定について、事務局からの説明をお願いします。

新村主幹 それでは議第 1 号の「保存樹の指定」について、説明させていただきます。なお、2 ページのとおり、本審議会は市長より諮問を受けて開催するものであり、審議の結果は緑化審議会会長から市長へ答申されます。

まず、保存樹制度の概要について、説明をさせていただきます。資料の 7 ページをご覧ください。

保存樹とは、焼津市みどりを育てる条例第 18 条により、市長が樹木等の保全を図る必要があると認めるときは、当該土地の所有者と協議のうえ指定することができますとされており、6 ページの表が保存樹の一覧表になっております。現在市内で保存樹として指定されているものが、単木で 20 本、集団で 4 箇所でございます。昨年度の緑化審議会の際に、飯塚委員より、保存樹指定のご提案をいただき、その後所有者の方から、5 ページの保存樹指定願いが提出されました。所有者は中根新田 261 番地の飯塚庄市さんで、場所は 3 ページの地図をご覧ください。中根新田ちびっこ広場南側のお宅になります。また樹木はクロマツで、写真は 4 ページに添付してございます。

保存樹指定につきましては、7 ページの焼津市みどりを育てる条例施行規則第 9 条に規定されており、健全で、かつ樹容が美観上特に優れており、高さ 10m 以上、ま

た幹周りは1m以上であることが条件となっております。今回指定願いがあったクロマツは、高さ約18m、幹周り2.6m、健全で美観上も非常に優れていることから、保存樹への指定を行おうとするものであり、ご審議をいただきますが、審議の前に、現地にてクロマツを確認していただきたいと思ひます。

また本日は、保存樹の他に、「潮風グリーンウォーク育苗施設」と「石津西公園」も視察していただく予定です。

「潮風グリーンウォーク育苗施設」では、昨年度のみどりの祭典で委員の皆さんに種の植え付けをしていただいたシャリンバイの苗木を育てておりますので、生育経過をご確認いただきたいと思ひます。

「石津西公園」は、現在石津地内で整備中の4.2haの地区公園であり、現在の状況について、ご確認いただきたいと思ひます。以上です。

小林会長            それでは、現地を視察した後、ここに帰って審議ということになります。皆さん、移動をお願いします。

《現地視察》

- ・保存樹候補（中根新田）
- ・潮風グリーンウォーク育苗施設
- ・石津西公園

小林会長            それでは、暑い中の視察ごくろうさまでした。保存樹の指定について、審議に移ります。ご意見・ご質問などある方の発言を求めます。

富坂委員            市の規定で幹廻りと高さの説明はあったが、他には形についてあるか。見てきた木は、上の方は立派だったが、下の方はもう少し裾広がりの方がいいのではないかとも思ったが。

小林会長            形状などについて、規定はどうなっていますか。

新村主幹            形状についてですが、美観について、また幹廻りや高さについてはあるのですが、形の細かい取り決め等につきましては特に規定はございません。まず健全であること、樹容が美観上特に優れていることはございますが、形の細かい規定はございません。

小林会長            今まで指定されているクロマツが何本かあるが、それらとの関係と問題がなければよろしいのではないか。

- 井口委員 所有者に聞いたところ、2～3年に1度手入れをしているとあったのですが、手入れの時に市の補助は出るのか。
- 新村主幹 手入れの補助は出しておりません。ただし、農薬などの補助はしています。所有者にはその旨伝えてあります。
- 富坂委員 保存していただくが、個人の方が維持していかなければならないということか。
- 新村主幹 選定など手入れに関しては、所有者にお願いしています。
- 篠宮課長 平成5年以前は、単独の樹木や群生しているものに対して補助金を出していましたが、市全体で補助金の見直しを図り、現在は保存樹としては補助金を出していません。資材支給制度のみです。
- 富坂委員 市で補助してもらえらるなら保存樹に承認してもらいたいという話に最初は聞こえしたが。
- 飯塚委員 そういう話ではなかったですね。私も以前、市からいくらもらえるのかと質問もしたが。
- 富坂委員 私たちが「はい、指定してください」と言って、市に負担が掛かるようでは。だから聞いたのだが。資材の補助くらいの負担であるならいいのでは。見たところ遠景も良かった。
- 新村主幹 飯塚庄市さんからお話があった時に、今のご質問にあった、維持のお金であるとかそういったものは市からは出ませんが、農薬など消耗品についてはお出しできるという説明は、併せてさせていただいております。
- 富坂委員 あの道は、あまり交通量がない。一般的に市民から見て「あそこにあるよ」と言われても、道もわからないかもしれない。そのあたりはどう考えるか。
- 新村主幹 飯塚さんのお宅が面している道が行き止まりだが、裏にはちびっこ広場があり土地が開けていて、周りからも見通しが良くて、よく目立つと補足させていただきたい。
- 小林会長 離れたところからでも目立つということですね。
- 飯塚委員 道原の成瀬さん宅のクロマツと同じ様で引けを取らない。
- 新村主幹 今、話があった成瀬さん宅のクロマツの写真です。ご覧ください。このような形で、樹容が素晴らしいということで指定をしています。

- 小林会長 資料の指定願いを見ると、「保存樹に指定していただければ、守りがいがあります」とありますので、持ち主の方に改めて心構えを言っていただいた気がして、そのようなところにも意味があるのではないかと思います。次の代になったら切ってしまうという話になった時にはわからないが、今の親の代では守っていくんだという決心が書いてある
- 飯塚委員 成瀬さんの所には看板が立っているのですか。
- 新村主幹 成瀬さん宅にも看板は立っております。保存樹の看板は、この写真のように焼津市の名前と指定の年月日、指定番号が入った看板で、保存樹には設置しております。平成27年度に写真を撮ってきまして、確認をしております。
- 井口委員 保存樹一覧表の所に解除をしているものがあるが、理由は何か。
- 新村主幹 個人が一方的に切ってしまうことはできない。市にまずは一報を入れていただくようお願いしている。実際の事例として、台風で傾いてしまった、根元が腐食してしまった等の危険性から解除をしたいという申し出がありました。
- 小林会長 枯れたり倒れたりする前に、危険だということもありうる訳ですね。
- 新村主幹 そのような申し出があった場合は、それをお受けしております。
- 小林会長 今回よりも前の、今までの中で一番新しい指定というのはどれでしょうか。最近は何指定していないのでしょうか。
- 新村主幹 一覧表の番号の33、34、35になりますが、こちらが平成2年7月に指定しております。それ以降は指定しておりません。
- 鈴木委員 樹齢が200～300年と話がありましたが、せつかく保存樹にするならもう少し樹齢をはっきりと調べてもらったらどうでしょうか。指定するのはいいが。他の保存樹もそのような感じでしょうか。
- 新村主幹 どうしても単純に幹廻りの大きさだけで何年とも言えない。剪定の有無など状況によって、一概に言えない。今回も事前に所有者を聞きましたが、どうしても「先祖代々の言い伝えの話を聞いた中では200年はいっているが300年はいっていない」という所までしかわからないです。
- 篠宮課長 正確にわからないから、そういう扱いになってしまいます。

- 小林会長 細いドリルの様なもので、抜いて取って見たらわかるという話を聞いたことがありますが、木を傷つけてしまう。
- 新村主幹 ある程度の年数は、やはり切ってみないと正直わからない。正確さについては、申し訳ありませんが。
- 飯塚委員 それでは、看板には樹齢 200 年～300 年と記載するのですか。
- 新村主幹 看板には樹齢は記載しません。樹齢は年数がたてばどんどん変わってしまうので、指定年月日等、変わらない内容を看板に記載します。
- 飯塚委員 手入れをしている木は太らない。剪定しない木は、野に放したようにどんどん太ってしまう。一概に外からの見た目で見判断しきれない。防風林ならば太るのだが。剪定している木は中々わからない。上にも伸びない。
- 井口委員 小学校の方からは見えますか。
- 飯塚委員 道原（国道 150 号線）の方からは遠くからでも見えるが、小学校はどうか。
- 富坂委員 北側の道から来たら、全然見えない。建物が横にあって。いつも、反対側を通っているが、見たことがなかった。
- 井口委員 車の運転をしていると、中々上の方は見ない。
- 飯塚委員 市で植樹するのもお金がかかるし、所有者が管理してくれているならいいのではないか。
- 井口委員 今どき大きな木があるということが少ない。それを大事にしたいという気持ちでいらっしゃるなら、OK してもかわらないのではないのでしょうか。焼津市内を探しても、あんな木はありませんから。
- 飯塚委員 管理を続けているのがすごい。
- 井口委員 神社やお寺にいかないと、あんな木はないでしょう。神社やお寺は、檀家や氏子が管理しますが、個人であれだけのもの管理するというのは大変ですよ。ごほうびでという訳ではないが、認めてもいいのでは。
- 鈴木委員 看板が立つだけでも、嬉しいことですよね。お墨付きですものね。
- 飯塚委員 「守りがいいがある」ということですね。

- 小林会長 前向きに考えて、特に問題がないということによろしいでしょうか。  
それでは採決を取らせていただきます。ご意見もある程度出ましたので、審議はこれまでとして、この保存樹クロマツについて、保存樹として指定することに異議がない方はお手をお上げください。
- 委員 全員挙手
- 小林会長 ありがとうございます。全員一致で、指定するというにさせていただきます。  
よろしく申し上げます。  
この結果につきましては、市長へ答申します。  
続きまして、次第の「その他」の方へ入っていただいでよろしいでしょうか。
- 新村主幹 公益財団法人静岡県グリーンバンクと公益社団法人静岡県緑化推進協会の合併について説明いたします。  
グリーンバンクは、種子や球根の配布等の活動や、緑化グループへの支援など、都市部の緑化を促進してきた団体であり、一方静岡県緑化推進協会は、緑の募金活動を中心に、森林地域の緑化を推進してきました。  
両団体は、平成 29 年 4 月 1 日に合併をし、合併後は「静岡県グリーンバンク」の名称になります。  
今まで両団体が行ってきた事業はすべて、合併後も継続をされます。  
また、合併を受けて、各市町の組織、この焼津市緑化推進協議会の組織や名称の変更は必要ないとの説明を受けております。  
春季の緑の募金期間に合併をすることから、春季の募金以降は、市内で集めた緑の募金を、グリーンバンクへ納めることになる点をご承知おきください。  
以上です。
- 小林会長 この件について、ご意見やご質問はございましょうか。
- 小林会長 自治会の役員をやっていると、年間色々な部署や協会などから、負担金や寄付金の依頼が回ってきます。歳末助け合いや緑の募金などいくつかある。そういった活動に対し、自治会が応援して集めることを何度かしてきましたが、100 パーセントのお宅からいただくことは無理だから、それぞれの任にあたった人が、よく説明して誠意をもって皆さんに通ずるようにしなければいけないと思います。緑の募金などは、組で集めてあるお金から一括して出すという場合もあります。ネパールの地震や 3.11 の募金などは、多くの方から積極的に募金していただいたが、「決まっているからくれ」というのは、自治会の役員としてはありがたくない。趣旨が十分に通れば、みなさんは納得してくれるので、募金をお願いする方が誠意を尽くしていたければよろしいということです。

小林会長           グリーンバンクと緑化協会が合併するというので、ご説明を承ったということ  
よろしいでしょうか。  
今回の会議録に関しましては村松委員と小林が確認させていただきます。  
これを持ちまして「第 52 回焼津市緑化審議会」を閉会いたします。ありがとうご  
ざいました。進行を事務局へお返しします。

新村主幹           委員の皆様、お疲れさまでした。  
議事が滞りなく済みましたことを感謝申し上げます。  
委員の皆様の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとなっており、みどりの祭典へのご  
参加をまたお願いしたいと存じますが、審議会の開催は今回が最後でございます。  
2 年の任期の間、焼津市の緑化にご尽力いただきまして、感謝申し上げます。今後  
とも、お気づきの点やご意見・ご質問ございましたら、都市計画課までご連絡いた  
だければ幸いです。ありがとうございました。